

整理番号	
------	--

市民税・都民税 納税管理人 設定
 変更 承認申請書
 解除

令和 年 月 日

清瀬市長 殿

住所

氏名 _____ 印

市民税・都民税 の納税管理人を次の通り 設定
 変更 することを申請します。
 解除

納税義務者	住所 _____ 氏名 _____ 印		
(新) 納税管理人住所		(旧) 納税管理人住所	
フリガナ 氏名 _____ 印	フリガナ 氏名 _____ 印	フリガナ 氏名 _____ 印	フリガナ 氏名 _____ 印
職業	電話	職業	電話
納税管理人を設定・変更・解除した理由又は異動した事項			

ご注意

(市民税の納税管理人)

市民税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所住所等を有しない場合においては、市内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市外に住所等を有する者のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければなりません。

納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また同様にその提出期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とします。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る市民税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければなりません。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

納税管理人承認を受けず、申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告しなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料が科されるときがあります。